

大洲市から転出される方へ

①転入の手続きについて

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。

転入届に 必要なもの	□転入届	□転入届の特例
	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 ・マイナンバーカード(持っている方のみ) ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) ・届出人の認印 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード又は住民基本台帳カード ・届出人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) ・届出人の認印

※正当な理由がなく14日以内に届出をしないときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

※マイナンバーカード等所有者は、転出予定日から30日以内もしくは、新住所地に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入届が必要です。

②主な手続きは次のようなものがあります。

項目	大洲市での手続き 必要なもの	窓口	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	<p>登録は廃止されます。 印鑑登録証をお返しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 		必要な方は新たに印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード・ 住民基本台帳カードをお持ちの方	<p>有効なカードは、転出後も継続して利用できます。継続利用を希望しない方は、カードを添えて返納届をしてください。</p> <p><カードを返納される方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード 		継続利用を希望される方は、カードを持参して継続利用の手続きをしてください。手続きには <u>登録してある暗証番号</u> が必要です。
電子証明書の交付を受けている方	電子証明書が失効します。 (届出の必要はありません。)		必要な方は新たに電子証明書交付の手続きをしてください。
国民健康保険に加入されている方	<p>国民健康保険被保険者証、資格確認書等を持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の方は、学生用被保険者証の申請が必要です。在学証明書を持参し申請してください。 ・国民健康保険被保険者証、資格確認書等 ・在学証明書(学生の方) 	市民課 (本庁1F) 各支所	新たに加入の手続きをしてください。
国民年金に加入されている方	外国へ転出の方のみ手続きをしてください。		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
年金受給者の方	手続きの必要はありません。		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
医療受給者証(子ども、重度心身障害者、ひとり親)をお持ちの方	<p>喪失届を提出し、各受給者証をお返しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各受給者証 		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
後期高齢者医療に加入されている方	<p>転出の手続きをし、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書等をお返しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証、資格確認書等 		新住所地の市区町村へお問い合わせください。
介護保険に加入されている方	<p>65歳以上の方は転出の手続きをし、介護保険被保険者証等をお返しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証等 <p>要介護(要支援)認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書の交付を受けてください。</p>	高齢福祉課 (本庁1F) 各支所	<p>新住所地の市区町村へお問い合わせください。</p> <p>要介護(要支援)認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書を持参して申請を行ってください。</p>
児童手当を受けている方(公務員を除く)	<p>転出の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) 		転出予定日の翌日から15日以内に請求者の保険証及び請求者名義の口座が分かるものを持参して手続きをしてください。
児童手当支給要件児童(18歳以下の高校修了までの子)のみが転出される方	<p>別居監護申立の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出する児童の個人番号が分かるもの ・申請手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカードなど) 		手続きの必要はありません。
大洲市愛顔っ子応援券(未使用分)をお持ちの方	<p><県外へ転出される方></p> <p>応援券(未使用分)を持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援券(未使用分) 	子育て支援課 (本庁1F) 各支所	

項目	大洲市での手続き 必要なもの	窓口	新住所地での手続き
児童扶養手当を受けて いる方	転出の手続きをしてください。	こども家庭センター ☎57-6710 (総合福祉センター2F)	新住所地の市区町村へお問い合わせください。
市立の小・中学校に通 うお子様がおられる方	転学通知書をお受け取り下さい。	教育総務課 (本庁2F)	新住所地の市区町村へお問い合わせください。
障害者手帳(身体障害 者手帳、療育手帳、精 神障害者保健福祉手 帳)をお持ちの方	手続きの必要はありません。	社会福祉課 (本庁1F) 各支所	各手帳を持参して住所変更の手続きをしてください。
障害福祉サービス・障 害児通所支援の受給 者証をお持ちの方	受給者証をお返しください。 ・受給者証		新規申請を行ってください。
市営住宅にお住まいの 方	住宅関係の異動届をしてください。	都市整備課 (本庁2F) 各支所	新住所地の市区町村へお問い合わせください。(入居希望の場合)
水道、下水道を使用さ れている方	転出日の4~5日前までに使用中止および廃止 の手続きをしてください。 井戸水を下水道に流入させている世帯は、使用 人員変更の手続きをしてください。	上下水道課 (本庁舎南西側別棟) 上水道 2F 下水道 3F 肱川支所・河辺支所	使用開始の手続きを行ってください。
原付バイク、小型特殊 自動車を所有されてい る方	<新住所地で一度に手続きする方法> 直接、新住所地の役所に行って廃車手続きをす ませてから、新しいナンバープレートの交付を 受けます。 <大洲市で廃車手続きをすませてから、新住所 地の役所で登録する方法> 大洲市で廃車手続きをして「廃車証明書」を受 け取り、新住所地の役所で新しいナンバープレー トの交付を受けます。 ・大洲市のナンバープレート ・大洲市の標識交付証明書等(車名、車体番号、 総排気量を示す資料)	税務課 (本庁1F) 各支所	廃車手続きの際は、大洲市のナン バープレート、大洲市の標識交付証 明書等(車名、車体番号、総排気量 を示す資料)が必要です。
軽自動車(三輪・四輪・ ボートトレーラー等の 被けん引車)を所有さ れている方	車検証の住所変更の手続きをしてください。 手続きの方法は右記へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎(050)3816-3124	新住所地が愛媛県外の方は、管轄 の軽自動車検査協会へお問い合わせください。
二輪車(126cc以上)を 所有されている方	車検証の住所変更の手続きをしてください。 手続きの方法は右記へお問い合わせください。	愛媛運輸支局 ☎(050)5540-2076	新住所地が愛媛県外の方は、管轄 の運輸支局へお問い合わせください。
妊娠中の方	乳児一般健康診査受診票(未使用分)、チャイル ドノートを返却してください。 ・乳児一般健康診査受診票(未使用分) ・チャイルドノート	こども家庭センター ☎57-6710 健康増進課 ☎23-0310 (総合福祉センター2F) 各支所	母子健康手帳と妊婦一般健康診査 受診票、妊婦歯科健康診査受診 票、新生児聴覚検査受診票、産婦 健康診査受診票を持参して手続き を行ってください。
就学前のお子様がおら れる方	乳児一般健康診査受診票(未使用分)、チャイル ドノート(予防接種券)を返却してください。 ・乳児一般健康診査受診票(未使用分) ・チャイルドノート(予防接種券)	※大洲市保健センターは 健康増進課に課名変更し ました。	新住所地の市区町村へお問い合わせください。

③転出証明書に記載してある内容の変更について

転出証明書はそのまま使用できます。新住所地で転入の際に、変更事項を申し出てください。

④転出の取り止めについて

すみやかに転出証明書と本人確認書類を持参して、取り止めの手続きをしてください。

【問い合わせ先・受付時間】 大洲市役所

本 庁 **☎ (0893) 24-2111**

長浜支所 **☎ (0893) 52-1111**

肱川支所 **☎ (0893) 34-2311**

河辺支所 **☎ (0893) 39-2111**

月曜日～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分